子ども・子育て支援事業に係る平成31年度当初予算

資料3

■幼稚園、保育所等利用

(単位：千円)

事　業　名	事 業 説 明	総事業費 H27年度	H28年度	H29年度	H30年度Ⓐ	H31年度Ⓑ	増減Ⓑ－Ⓐ	H31年度当初予算 主な事業内容等
1　1号認定 （認定こども園及び幼稚園）	3歳以上の子どもで「保育の必要性の認定」を受けない子ども（幼稚園を希望するする子どもを含む。）を対象に、認定こども園や幼稚園を利用し、幼児教育を受ける事業	166,332	171,036	193,953	193,683	383,990	190,307	幼児教育無償化に伴う1号認定子どもの保育料無償化
2　2号認定・3号認定 （認定こども園及び保育所）	「保育の必要性の認定」を受けた子どもを対象に、認定こども園や保育所、小規模保育等を利用し、保育を受ける事業	4,439,521	4,683,914	5,074,748	5,681,995	6,281,916	599,921	民間保育所の新設・改築等の支援 大木・一宮西部保育園統合事業（整備工事費等） 保育環境対策事業費（保育室等エアコン設置）
計		**4,605,853**	**4,854,950**	**5,268,701**	**5,875,678**	**6,665,906**	**790,228**	

※「保育の必要性の認定」：認定こども園、保育園、小規模保育等を利用して保育を受ける場合、保護者の就労等の事由により、家庭において子どもを保育することができない旨の認定を受ける

■地域子ども・子育て支援事業

(単位：千円)

事　業　名	事 業 説 明	総事業費 H27年度	H28年度	H29年度	H30年度Ⓐ	H31年度Ⓑ	増減Ⓑ－Ⓐ	H31年度当初予算 主な事業内容等
1　時間外保育事業 （延長保育）	フルタイムで働きたいなどの保護者のために、保育園等で、通常の保育時間を延長して子どもを預かる事業	103,538	112,564	127,336	133,993	73,757	▲ 60,236	継続実施（19:30までの実施園16園） ・民間保育所運営費等補助金の見直しによる減
2　放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に子どもを預かる事業	255,104	257,119	315,477	357,904	472,343	114,439	継続実施 ・クラブ増設 ・新クラブ室設計委託、建設工事 ・職員の賃金単価等の増
3　子育て短期支援事業	保護者の疾病等により、家庭での養育が一時的に困難になった子どもを、児童養護施設等で養育・保護を行う事業	393	393	734	734	734	0	児童養護施設、乳児院等への委託
4　地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が相互に交流を行い、子育てついての相談、情報の提供、助言等を行う事業	16,470	16,404	16,916	17,159	20,240	3,081	子育て支援センター（つどいの広場を含む）で実施 ・臨時職員の賃金単価等の増 ・職員区分の変更
5　幼稚園における一時預かり事業	幼稚園・認定こども園（1号）の在園児を対象に、通常の保育時間の前後や夏休みなどの長期休業期間中に、保護者の要請に応じて、子どもを預かる事業	0	0	0	0	12,073	12,073	継続実施（幼稚園5園＋認定こども園2園） ・幼児教育無償化に伴う1号認定子ども（保育の必要性のある子）の一時預かり事業の利用料無償化
6　保育所その他の場所での一時預かり事業	保護者のパート就労や病気等により、家庭での保育が一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減、冠婚葬祭等のため、保育所等で一時的に子どもを預かる事業	46,179	50,241	56,724	56,502	71,574	15,072	継続実施（保育所12園） ・民間保育所運営費等補助金の見直しによる増
7　病児・病後児保育事業	病気や病気の回復期にある子どもで、保護者の就労などの理由で、保護者が保育できない際に、子どもを預かる事業	7,877	8,160	8,567	9,161	9,769	608	病後児→病児・病後児保育事業に拡充
8　ファミリー・サポート・センター事業	子どもの援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを預かるなどの相互援助活動を行う事業	4,047	1,179	3,851	3,966	4,348	382	継続実施 ・臨時職員の賃金単価増 ・OSのサポート期限が終了するPCの買換え
9　利用者支援事業	子どもやその保護者の身近な場所で、幼稚園や保育所の利用など、その他子育て支援事業の情報を提供したり、必要に応じて、相談・助言等を行う事業	ー	10,998	10,857	10,462	10,766	304	継続実施 ・臨時職員の賃金単価増
10　妊婦健康診査事業	妊娠届を提出された妊婦に対し、14回分の受診券を交付し、医療機関等で健康診査を受けてもらう事業	170,309	169,425	169,656	168,485	162,931	▲ 5,554	継続実施 ・妊娠届出の減少に伴う妊婦健診負担金減
11　乳児家庭全戸訪問事業	保健センターの保健師や看護師により、乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児や保護者の心身の状況と養育環境の把握を行い、子育てに関する情報を提供する事業	4,894	4,889	4,999	4,811	4,942	131	継続実施 ・臨時職員の賃金単価増 ・訪問用公用車増に伴う燃料費増
12　養育支援訪問事業	養育支援が特に必要と認められる家庭を保健師や助産師等が訪問し、養育に関する専門的な相談を受け、指導や助言等を行うとともに適切なサービスの提示を行う事業	1,888	2,567	2,177	2,901	2,973	72	継続実施 ・臨時職員の賃金単価増
計		**610,699**	**633,939**	**717,294**	**766,078**	**846,450**	**80,372**	

幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要

平成30年12月28日　関係閣僚合意

1．総論

○ 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、次期通常国会への子ども・子育て支援法改正法案の提出に向けて検討

○ 幼児教育の無償化の趣旨　→　幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

2．対象者・対象範囲等

（1）幼稚園、保育所、認定こども園等

● ３～５歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化

※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化

※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化

※ 各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象

※ 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）

● ０～２歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

（2）幼稚園の預かり保育

● 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）

※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

（3）認可外保育施設等

● ３～５歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化

※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象

※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象

※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定

● ０～２歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

● 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施

・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
（①届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、②認可施設への移行支援、③ベビーシッターの指導監督基準の創設等）

・ 給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置

・ 都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策

・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定

・ 6. の協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

3．財源

（1）負担割合

● 財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保

● 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

（2）財政措置等

● 初年度の取扱い：初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担

● 事務費：初年度と２年目を全額国費。認可外保育施設等の５年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置

● システム改修費：平成30年度・平成31年度予算を活用して対応

4．就学前の障害児の発達支援

● 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化

● 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5．実施時期

○ 2019 年10 月１日

6．その他

○ 国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討

○ 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。 未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等 … 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可

○ 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われないよう、周知徹底